

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 坂 本 心 次

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年3月14日に決定、同日議長及び市長に提出し、平成30年3月16日に議会報告されています。）

1 監査の対象

上下水道局

総務課、企画調整課、財政課、料金課、水道工務課、下水道工務課、浄水課、下水道施設課、水質管理課（周南都市水道水質検査センター協議会を含む。）

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成29年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年12月19日から平成30年3月14日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講

評の際に、文書で指導した。

総務課

(1) 共通的事項

ア 時間外勤務手当の時間について、集計に誤りのあるものがあった。

(2) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料について、算定に誤りのあるものがあった。

(3) 契約事務

ア 廃棄物収集運搬委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面が作成されていないものがあった。

料金課

(1) 収入事務

ア 水道料金の減免について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。

下水道工務課

(1) 収入事務

ア 占用料等について、算定に誤りのあるものがあった。

浄水課

(1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料について、算定に誤りのあるものがあった。

下水道施設課

(1) 契約事務

ア 検査調書について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(2) 財産管理事務

ア 占用許可申請等について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。

水質管理課

(1) 契約事務

ア 見積依頼書について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。